**演習事例**　　**障害者虐待対応における相談窓口職員の役割**

**【事例1】**

　太田悟（31歳　男性）さんは、ミニバイクに乗っていて交通事故に遭いT病院に入院した。

6月５日

担当医師から悟さんの地元のK市障害者虐待防止センターに電話で相談があった。「車との接触事故で入院した患者がいる。怪我はたいしたことないが、このまま退院させることが不安である。父親が亡くなっており、家族は肢体不自由のある母親との二人暮らしらしいが母の面会もない。近所に身寄りもないようだ。本人とのやり取りから本人には知的障害があると考えられる。その上、面会に来る会社関係の男たちの言動から、金銭面で本人が利用されているのではないかとの懸念もある。本人からも、『お金の管理ができず困っている』、『友だちからたかられる』と訴えがあった。本人の話では金融関係の会社に雇われて1年近くたっているようだ。退院はいつでもできるが心配だから電話した。」とのことであった。

**【ワーク1】（個人ワーク）**

　障害者虐待防止センターのS相談支援専門員としてT病院担当医師からの相談の内容をふまえて、ワークシート１－①相談・通報・届出受理票、１－③整理表を記入してください。

（1－②は参考）

**（追加情報）**

６月５日

虐待防止センターのＳ相談支援専門員はセンター内で協議し、経済的虐待、経済的搾取の疑いがあることから、速やかにＫ市障害福祉課担当者に連絡して情報を共有した。

　通報を受けた障害福祉課担当者は、すぐに庁内の情報を調べた結果、悟さん、母親順子さんは二人世帯で一戸建て住宅に住んでおり、療育手帳、身体障害者手帳は所持しておらず、これまでに福祉サービスの利用も受けていないことがわかった。

**【ワーク２】（グループワーク）**

　コアメンバーによる対応方針の協議において協議すべき内容についてグループで検討したうえで、ワークシート2に記入してください。

**【事例２】**

（コアメンバーによる対応方針の協議）

６月５日

医師からの相談や庁内情報をふまえて、K市障害福祉課課長、係長、担当者、及びＳ相談支援専門員で対応方針の協議を行った。その結果、会社関係者による経済的虐待、友人からの経済的搾取が疑われ、今後も被害の拡大が予想されることから、障害福祉課担当者と虐待防止センターのＳ相談支援専門員が、明日病院を訪問し、悟さんの担当医師に相談（通報）内容について確認したうえで、悟さんにも会って話を聞くこととした。担当医師にはその旨依頼し午前中に時間を設けてもらう予定となった。また、母親にも連絡をとり、訪問の約束ができた。

６月６日

K市障害福祉課担当者と虐待防止センターのＳ相談支援専門員は、T病院にて担当医師に会い、悟さんとも会うことができた。担当医師に相談（通報）内容について詳しく聴き取りしたところ、「会社関係の男たちが、『あいつの家を売って…』といった話をしているのを耳にした」、「自宅が狙われているのではないかと懸念している」。また、「男たちが入院を長引かせるような発言をするので不審に思っている」とのこと。退院によって直接本人に危害が加えられるといった事態ではないと思われるということで、市等が支援することを伝えたところ週明けの退院が決まった。

悟さんは、いろいろな話はできるが、虚勢を張るところがあり、自分なりの解釈をしている面が多く事実の把握には時間がかかった。

悟さん本人の話によるとこれまでの経緯は以下の通りである。

「去年、父親が亡くなってからは、父親が残した家で母親と二人暮らしをしている。

父親が、家と数百万円の預金を残したが、自分の分（預金の相続分）は、勝手に使った。友人に頼まれて150万円貸した。毎月1万円ずつ返すと約束したが、最近返してくれない。さらに別の友人に誘われてよく飲み屋に行ったが、たいがいおごらされた。店の女の子にも結構高いものをねだられた。もう預金は50万円ぐらいしか残っていない。」と話す。

また、悟さんは、「専門学校を卒業後、警備や溶接の仕事等を転々とした。1年くらい前、ちょうど失業中にスナックで知り合った中学校の後輩だと名乗る男性Bに『仕事がないんだったら僕の勤めている会社で働かないか』と言われたので、今の金融会社で働き始めた。Bは専務だ。」

　「仕事は会社の車の運転だが、下手なのか２～３回ぶつけた。他には、コピーや買い物などのこまごました用事をしている。給料は月15万円という約束だったが、車の修理代がいるといわれて週２～3回、3,000円ずつしかもらっていない。」

　また、「A社長に危ないから預かってやるから持ってこいと言われ、ハンコと自宅の権利書を渡した。先日、A社長に必要だと言われて市役所でハンコ関係の書類をとって渡した(印鑑登録証明者が発行されたことが市で確認された)。B専務がついて来た。」と話した。

　障害福祉課担当者が「印鑑と家の権利書は大事な書類だから、返してもらった方が良いのでは？」と話したが、「返してほしい。」とは言わなかった。

また、母親の順子さんからの聞き取りでは、母親自身も理解力がやや十分でない面も感じられ、悟さんの状況をあまり詳しく把握しておらず、悟さんが嫌がるので詳しく聞けず、口出しもできずにいるようであった。遠くに母の弟や父の姉がいるが付き合いはほとんどないと話した。

また、両親とも、悟さんに障害があるとか手帳が必要とかは思っていなかったようで療育手帳はもらっていないとのことであった。自分も年のせいか前より足が不自由になって困っていると話した。

６月７日

K市の障害福祉課担当者は、市役所内で個別ケース会議を開催し、課長、係長、担当者、虐待防止センターＳ相談支援専門員が出席し、事実確認で得られた情報を報告し、虐待の有無の判断、当面の支援方針の検討を行った。

**【ワーク３】（グループワーク）**

　コアメンバーによる対応方針の協議に基づき行われた相談（通報）内容の確認や調査結果を踏まえて、個別ケース会議が開かれることになりました。

当面の支援方針や個別支援計画表についてグループで協議しワークシート3に記入してください。

**演習事例　　　障害者虐待防止のためのネットワークづくり**

　第１回目の個別ケース会議の結果、本人の話、現在の経済状況から、会社のＡ社長らによる一方的な給料不払いの経済的虐待が疑われることが分かった。また、Ａ社長らは、悟さんから印鑑、家の権利書等を正当な理由もなく預かっており財産侵害が行われる疑いもあることから早急な対応が必要と判断し、市障害福祉課担当者から県障害福祉課（障害者権利擁護センター）に使用者虐待の疑いとして通知すること、財産侵害への対応を行うこととした。

　そして、今後の悟さんの支援について、関係者による第２回目の個別ケース会議を開催することとした。

**【事例３】**

６月10日　（第2回の個別ケース会議）

会社関係者による悟さんの経済的虐待及び財産侵害を防ぐこと、また友人の経済的搾取への対応はどうすべきか検討を行った。

県障害福祉課から「経済的虐待が強く疑われ、事態も深刻である可能性が考えられるため、本件について労働局に報告を行った。経済的虐待の疑いについては、労働局が事実確認を行うことになった。」との連絡があったことが報告された。

市、県については、財産侵害を防止する観点から、悟さんの希望にもとづき、印鑑と自宅の権利書の返却をＡ社長らに求めるための方策を検討し、弁護士による相談を勧めることにした。

６月13日

悟さんは、弁護士による専門相談を受けることになり、I弁護士が、悟さんから聞取りを行った。その結果、Ａ社長らが悟さんの自宅を勝手に売却する可能性があるため、I弁護士はそのことを悟さんに丁寧に説明した。悟さんはなかなか危険性の理解をされなかった。友人に貸した150万円についても、「友人を痛い目にあわせて取り返すつもりだ」というので弁護士から「罪になるからそのようなことをしてはいけない」と何度も説明があった。

弁護士は、「会社は、悟さんの将来のことは考えてくれない。保佐の申立てをしましょう、また、財産を守るために印鑑と権利書の返却を求め、応じない場合は保全処分の申立てをしましょう」。と勧めたが、悟さんはその場ではなかなか了解しなかった。後で専門相談に同席した市の職員が時間をかけて説明しやっと了解に至った。

6月14日

社会福祉協議会の職員も参加して個別ケース会議を開催し、日常生活自立支援事業による福祉サービス利用援助や通帳・印鑑を預かる金銭管理支援を勧めることとした。

また、Ａ社長らに印鑑と権利書の返却を求めること、結果によっては早急な代理権等行使の必要があると考えられることから、成年後見制度の利用支援と保全処分の申立てを行う方針が確認された。成年後見制度の申立ては、母親の順子さんか、叔父、伯母に協力を求めることとするが、無理であれば市長申立てをすることになった。

　また、悟さんの療育手帳、母親順子さんの身体障害者手帳の取得、その他の生活支援も市の障害福祉課と相談支援専門員、社会福祉協議会が連携し、役割分担して行うことになった。

**【ワーク４】（グループワーク）**

　対応段階の個別ケース会議において、虐待防止のためには、今後どのようなネットワークが必要か、また、母子の生活支援のためのネットワークをどう作っていくか、模造紙を活用し、グループで議論して下さい。

**【事例４】**

６月17日

労働局は、会社を訪問し事実確認調査を行った。Ａ社長は、労働局に対して「悟さんの給料を一部しか支払っていなかったこと」を認めたため、未払いの給与について支払を行うよう、労働基準監督署から社長宛に是正勧告を行うこととなった。

Ｉ弁護士は、Ａ社長に電話で連絡し、悟さんの印鑑と権利書を預かっているか確認したところ「太田君は頼りないので印鑑、自宅の権利書を預かって管理している｣、「本人のために生命保険に入る様手続きをさせた」と話した。｢印鑑、自宅の権利書、保険証書を会社が管理することは不適切であるので本人に返却したほうがよい｣と伝えた。A社長から返却すると回答があったため、市障害福祉課担当者と相談支援専門員が会社に同行し、悟さんに返却された。

7月10日

　労働基準監督署の勧告に従い、会社は未払いの給与の支払いを速やかに行ったことが確認された。

後見制度審判開始の申立てについて早急に調整を進めたが、母親は強く負担を訴え、叔父、伯母は一切関わりたくないと拒否したため、K市が、家庭裁判所に市長申立てを行った。

７月17日

K市が支援して悟さんの療育手帳（中等度）、母親の身体障害者手帳（３級）が発行された。相談支援専門員が、障害基礎年金の受給手続きについても支援することになった。

悟さんは、市の障害福祉担当者や日常生活自立支援事業を担当する社会福祉協議会の専門員を信頼するようになってきたのか、いろいろなことを話すようになり、スナックに借金があることも分かった。

9月25日

保佐の審判が確定し、I弁護士が、悟さんの保佐人として選任される運びとなり、財産管理と身上監護を行うことになった。しかしながら、地理的な条件等もあり保佐人による日常的な監護、支援が十分できないことから、本人とK市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の契約を継続することになった。保佐人は、市社会福祉協議会と連絡を密にとりながら、主に財産管理面、借金や貸した金の対応に当たり、日常生活自立支援事業では日常的金銭管理等を通じて本人の見守り・支援を市障害福祉課、相談支援専門員とも連携を図っていくことになった。

**【ワーク５】（グループワーク）**

障害者虐待対応個別ケース会議を開催し、虐待対応の経過について評価し、終結か継続かの判断をします。また、母子について必要な生活支援に関するネットワークについても協議しワークシート5に記入してください。